

【 喀痰吸引等研修(第一号・第二号)・(第三号) 受講type診断 】

(* 対象：喀痰吸引、経管栄養を必要とされている利用者様がいる施設及び事業所で介護業務に従事されている方)

【 start 】

あなたが受講しようとしている喀痰吸引等研修は、

- A：不特定多数の方へ実施するための研修ですか？
(特養・老健などをはじめとする入居施設)
- B：特定の方へ実施するための研修ですか？
(訪問介護などをはじめとする在宅施設)



介護職員が実施可能な特定行為

- ① 喀痰吸引(口腔内)
- ② 喀痰吸引(鼻腔内)
- ③ 喀痰吸引(気管カニューレ内部)
- ④ 経管栄養(胃ろう又は腸ろう)
- ⑤ 経管栄養(経鼻)

- A：5行為全てを必要とする利用者様がいる
B：1行為～4行為を必要とする利用者様がいる



(※注1)

- 「喀痰吸引等研修」,又は「医療的ケア(※2)」を
A：受講したことがある
「履修を証明するものをお持ちの方(※1)」
B：受講したことがない
「経過措置の方を含む(※3)」



特定の方を対象とした「第三号研修」を

- A：受講したことがある
「履修を証明するものをお持ちの方(※1)」
B：受講したことがない



第三号研修(実地研修のみ)について
お問い合わせください



第三号研修について
お問い合わせください



(※注1)

- 「喀痰吸引等研修」,又は「医療的ケア(※2)」を
A：受講したことがある
「履修を証明するものをお持ちの方(※1)」
B：受講したことがない
「経過措置の方を含む(※3)」



(※注1)

第一号・第二号研修(実地研修のみ)について
お問い合わせください

第一号研修について
お問い合わせください



(※1)履修を証明するものとは？

- ・ 介護福祉士養成課程などにおける履修証明書
- ・ 介護福祉士実務者研修の修了証明書
- ・ 研修修了証(喀痰吸引等 第一号、第二号、第三号)
- ・ 認定特定行為業務従事者認定証 など



(※2)「医療的ケア」を受講した方とは？

介護福祉士養成校など
又は介護福祉士実務者研修にて、
医療的ケア(基本研修)を修了されている方

(※3) 経過措置(14時間研修)の方とは？

各都道府県より交付された
『認定特定行為業務従事者認定証
(経過措置・不特定多数の者対象)』
をお持ちの方

(※注1)第29回介護福祉士国家試験を合格または平成28年度介護福祉士養成施設を卒業された方以降の介護福祉士は、登録喀痰吸引等事業者にて実地研修が実施できます。